

陳 情 取 扱 基 準

陳情の委員会への送付については、この取扱基準（委員会に送付しないこととする基準）により決定するものとする。

種 別	例 示
既に願意が達成されたもの、実現の見通しが明らかなもの	<ul style="list-style-type: none"> ①既に実施が予定され、又は予算計上されている事業に関するもの ②既に同趣旨の請願又は陳情が<u>採択となっているもの</u>（ただし著しい事情変更があったと議会運営委員会で認められたものは除く）
明らかに実現性がないもの	<ul style="list-style-type: none"> ①憲法や法令に違反することを求めるもの ②時間的に相当短期の間に実現を求めるもの ③既に同趣旨の請願又は陳情が<u>不採択となっているもの</u>（ただし著しい事情変更があったと議会運営委員会で認められたものは除く）
その他議会が関与することが適当でないと認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ①外交問題に関するもののうち、市民の利害が密接に関連していると認めがたいもの ②国及び他の地方公共団体の事務に関するもののうち、市民の利害が密接に関連していると認めがたいもの ③裁判所で係争中又は調停中の事件に関するもの ④私人間の争いに関するもの ⑤特定の個人・団体を誹謗、中傷し、名誉を毀損又は信用を失墜するおそれのあるもの ⑥脅迫、恐喝等公序良俗に反する用語を含むもの ⑦基本的人権を否定するもの ⑧特定の個人・団体に謝罪等一定の行為を求めるもの ⑨特別職及び職員の解職、免職又は辞職を求めるもの ⑩個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるもの ⑪審議予定の議案と同趣旨又は相反する趣旨のもの ⑫明らかに営業目的と判断できるもの ⑬願意が明らかでなく、かつ陳情者と連絡が取れないもの ⑭陳情者に確認しても、なお願意が明らかでないもの